

**第5期（R3.4.1～R6.3.31）におけるオオクチバス等の再放流禁止指示の解除申請に係る  
審査及び判断基準の新旧対照表（案）**

改正案	現 行
<p><b>I 審査基準</b></p> <p>当該水域と接続する水路（流出水路に限る）との接続部に、オオクチバス・コクチバス・ブルーギル <u>（以下、オオクチバス等とする。）</u> が容易に逸出できない構造の網が三重に施してあること。ただし、当該水路又は当該水路と当該水域の接続部に、網に代わる十分な逸出防止措置が講じられている場合は、この限りでない。</p> <p><b>II 審査基準への適合性についての判断基準</b></p> <p>1 共通事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 施設の管理体制について</p> <p>① 点検方法</p> <p>申請者は定期的に巡回を行い、施設の目的とする機能が維持されているか別紙を参考に点検項目をより具体的に定めて保守点検を行うとともに、施設に付着したゴミ等の除去を行う。<u>施設に付着したゴミ等の除去に伴う洗浄作業において、オオクチバス等が逸出する可能性がある場合は、作業を統一するための作業手順マニュアルを作成する等対策を講じ、対策内容を内</u></p>	<p><b>I 審査基準</b></p> <p>当該水域と接続する水路（流出水路に限る）との接続部に、オオクチバス・コクチバス・ブルーギルが容易に逸出できない構造の網が三重に施してあること。ただし、当該水路又は当該水路と当該水域の接続部に、網に代わる十分な逸出防止措置が講じられている場合は、この限りでない。</p> <p><b>II 審査基準への適合性についての判断基準</b></p> <p>1 共通事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 施設の管理体制について</p> <p>① 点検方法</p> <p>申請者は定期的に巡回を行い、施設の目的とする機能が維持されているか別紙を参考に点検項目をより具体的に定めて保守点検を行うとともに、施設に付着したゴミ等の除去を行う。</p>

水面漁場管理委員会に報告する。

② (略)

③ 不具合発生時の対応方法

申請者は施設が老朽化したり、破損した場合は速やかに補修を行うとともに、補修・修繕完了後、施設の構造及び機能の確認を十分慎重に行う。施設の不具合により、当該魚の逸出が否定できない場合は、申請者は、施設の不具合を発見及び補修・修繕が完了した翌日から、最低2回連続して逸出魚が確認されなくなるまで電気ショッカー等による集中的な捕獲に努めるとともに、破損状況と補修・修繕の状況、逸出状況及び駆除結果を内水面漁場管理委員会に報告する。捕獲場所は、後述「(3)逸出魚の監視体制について ②監視場所」に示す当該監視場所及び同監視場所下流(下流への影響が大きいと考えられる水路に限る)の任意の最低3地点とする。

④ 点検記録方法

申請者は施設の点検結果を記録保存し、日報を原則毎日、内水面漁場管理委員会に電子メール(PDFを添付する等)やファックス等で報告する。ただし、内水面漁場管理委員会が必要と認めるときは、年度に関わらず記録の写しを速やかに内水面漁場管理委員会あてに提出する。

(2) 逸出魚の監視体制について

② (略)

③ 不具合発生時の対応方法

申請者は施設が破損した場合は速やかに補修を行うとともに、破損状況及び逸出魚調査結果を内水面漁場管理委員会に報告する。

④ 点検記録方法

申請者は施設の点検結果を記録保存し、日報を原則毎日、内水面漁場管理委員会にファックス等で報告する。ただし、内水面漁場管理委員会が必要と認めるときは、年度に関わらず記録の写しを速やかに内水面漁場管理委員会あてに提出する。

(2) 逸出魚の監視体制について

① ～ ③ (略)

④ 逸出魚発見時及び洪水等の不測の事態発生時の対策方法  
オオクチバス等が監視場所で確認され、当該魚が逸出魚であることを否定できない場合、及び洪水等の不測の事態発生があった場合は、申請者は前者の場合は逸出魚が確認された翌日から、後者の場合は洪水等不測の事態が終息し監視が可能となった日から、③に示す電気ショッカー等による確認の頻度を可能な限り高め、最低2回連続して逸出魚が捕獲されなくなるまで、電気ショッカー等による捕獲に努めるとともに、逸出状況等及び駆除結果を内水面漁場管理委員会に報告する。捕獲場所は、②に示す当該監視場所及び同監視場所下流（下流への影響が大きいと考えられる水路に限る）の任意の最低3地点とする。

⑤ 監視記録方法

申請者は逸出魚の監視結果を記録保存し、日報を原則毎日、内水面漁場管理委員会に電子メール（PDFを添付する等）やファックス等で報告する。ただし、内水面漁場管理委員会が必要と認めるときは、年度に関わらず記録の写しを速やかに内水面漁場管理委員会あてに提出する。

(4) (略)

2 個別事項

① ～ ③ (略)

④ 逸出魚発見時及び洪水等の不測の事態発生時の対策方法  
オオクチバス等が監視場所で確認され、当該魚が逸出魚であることを否定できない場合、及び洪水等の不測の事態発生があった場合は、申請者は前者の場合は逸出魚が確認された翌日から、後者の場合は洪水等不測の事態が終息し監視が可能となった日から、③に示す電気ショッカー等による確認の頻度を可能な限り高め、最低2回連続して逸出魚が捕獲されなくなるまで、電気ショッカー等による捕獲に努めるとともに、逸出状況等及び駆除結果を内水面漁場管理委員会に報告する。

⑤ 監視記録方法

申請者は逸出魚の監視結果を記録保存し、日報を原則毎日、内水面漁場管理委員会にファックス等で報告する。ただし、内水面漁場管理委員会が必要と認めるときは、年度に関わらず記録の写しを速やかに内水面漁場管理委員会あてに提出する。

(4) (略)

2 個別事項

(1) ~ (2) (略)

(3) 内水面漁場管理委員会が実施する逸出魚調査において、逸出魚と考えられる個体が確認された場合は、内水面漁場管理委員会と申請者で調整の上、逸出の原因究明に努めるとともに、捕獲等の対応を行うものとする。

(4) 上記に記載されていない事項については、水域毎に内水面漁場管理委員会においてそれぞれ判断する。

(1) ~ (2) (略)

(3) 上記に記載されていない事項については、水域毎に内水面漁場管理委員会においてそれぞれ判断する。

(別紙)

逸出防止施設点検管理記録票

年 月 日			点検者名					責任者 確認印
時刻	施設	装置	除塵 清掃	網上 検査	網・スクリーンの損傷・隙間の有無・点検箇所			備考
					左右壁	下部	スクリーン・網本体	
..	御小屋 用水	1	有・無	有・無	無・有	無・有	無・有	
..		2	有・無	有・無	無・有	無・有	無・有	
..		3	有・無	有・無	無・有	無・有	無・有	
..	小丸山 用水	1	有・無	有・無	無・有	無・有	無・有	
..		2	有・無	有・無	無・有	無・有	無・有	
..		3	有・無	有・無	無・有	無・有	無・有	
..	池尻川	1	有・無	有・無	無・有	無・有	無・有	
..		2	有・無	有・無	無・有	無・有	無・有	
..		3	有・無	有・無	無・有	無・有	無・有	
上記以外 で実施・発 生した内 容とその 対応		<p>(例1) OO川の装置3において、××cmの穴が見られたため修繕を実施。ブラックバス等の逸出が否 定できないため、電気ショックにより、OO地点の捕獲を実施。ブラックバス等は捕獲され なかった(別紙捕獲状況参照)</p> <p>(例2) OO川において緊急放水により本日OO時からすべての逸出装置が解放されている。OO時に は、放水が終了するため、放水終了後、速やかに監視を行い、逸出魚の確認を行うとともに、 電気ショックによる捕獲を実施予定)</p>						
逸出防止装置の更新・補修後、申請書通りの機能・構造(目合い、高さ等)であることを確認しました。								<input type="checkbox"/>

(略)

(別紙)

逸出防止施設点検管理記録票

年 月 日			点検者名					責任者 確認印
時刻	施設	装置	除塵 清掃	網上 検査	網・スクリーンの損傷・隙間の有無			備考
					左右壁	下部	スクリーン・網本体	
..	御小屋 用水	1	有・無	有・無	無・有(左右壁)	無・有(下部)	無・有(網本体)	漁協通報・補修
..		2	有・無	有・無	無・有(左右壁)	無・有(下部)	無・有(網本体)	漁協通報・補修
..		3	有・無	有・無	無・有(左右壁)	無・有(下部)	無・有(網本体)	漁協通報・補修
..	小丸山 用水	1	有・無	有・無	無・有(左右壁)	無・有(下部)	無・有(網本体)	漁協通報・補修
..		2	有・無	有・無	無・有(左右壁)	無・有(下部)	無・有(網本体)	漁協通報・補修
..		3	有・無	有・無	無・有(左右壁)	無・有(下部)	無・有(網本体)	漁協通報・補修
..	池尻川	1	有・無	有・無	無・有(左右柱)	無・有(沈子棒)	無・有(網本体)	漁協通報・補修
..		2	有・無	有・無	無・有(左右柱)	無・有(沈子棒)	無・有(網本体)	漁協通報・補修
..		3	有・無	有・無	無・有(左右柱)	無・有(沈子棒)	無・有(網本体)	漁協通報・補修

(略)

